

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	周波数変換装置 撤去, 移設及び機能試験		4補LPS-G610495	
			作成	令和 7年11月21日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第 4 補 給 処			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する周波数変換装置の撤去、移設及び機能試験の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

**C&LPS-Y00007** 調達品等一般共通仕様書

**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）** 国土交通省大臣官房官庁営繕部

#### b) 法令等

**建築設備耐震設計・施工指針** 日本建築センター

**IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調整におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**（装管調第807号令和3年1月21日）

**第4補給処官給品等取扱要領**

#### c) 技術指令書

**J. T. O. 35C1-4-1010-2** 操作及び整備指令 周波数変換装置100kVA 400Hz 型式C100A-43AB

**J. T. O. 35C1-4-1010-4** 部品目録 周波数変換装置100kVA 400Hz 型式C100A-43AB

#### 1.3.2 関連文書

**電気工事法**（昭和35年法令第139号）

**電気設備に関する技術基準を定める省令**（平成9年3月27日通商産業省令第52号）

品 名	周波数変換装置 撤去, 移設及び機能試験
-----	----------------------

## 2 要求事項

### 2.1 役務実施期間

役務実施期間は、調達要領指定書に示す。

### 2.2 役務対象品

役務対象品は、表1に示す。

### 2.3 役務の内容

役務の内容は、役務対象品の撤去、移設及び機能試験とする。

### 2.4 役務の実施要領

役務の実施要領は、次によるほか、撤去及び移設に必要な器材は、契約の相手方が準備する。また、役務対象品の不具合又はその他の原因によって役務の実施が困難な場合は、監督官の確認を得て、分任支出負担行為担当官（以下“分支担当官”という。）に申出る。

#### a) 撤去作業 撤去作業は、次による。

- 1) **受入点検** 表1の項目1に示す役務対象品（以下，“撤去対象器材”という。）を受領後、物品番号及び一連番号を確認するほか、外観上の状態（バッテリー及び配線含む。）を点検する。
- 2) **撤去** 図1及び図2に示す撤去対象器材及び配線を撤去する。
- 3) **運搬** 撤去した撤去対象器材及び配線を図3に示す据付（撤去）実施場所Bから図3に示す廃品置場まで運搬する。

#### b) 移設作業 移設作業は、次による。

- 1) **受入点検** 表1の項目2に示す役務対象品（以下，“移設対象器材”という。）を受領後、部品番号及び一連番号を確認するほか、外観上の状態（バッテリー及び配線を含む。）を点検する。
- 2) **撤去** 図5及び図6に示す移設対象器材及び配線を撤去する。
- 3) **運搬** 撤去した移設対象器材及び配線を図3及び図4に示す撤去実施場所Aから図3に示す据付（撤去）実施場所Bまで運搬し、図7に示す移設対象器材配置図に従い搬入する。
- 4.1) **据付** 図7に示す場所に、移設対象器材を基礎ボルト又はアンカーボルトによって据付ける。
- 4.2) **役務写真** 契約の相手方は、承認図面に基づき、役務を適切に履行したことを確認が可能な写真について、可能な限り同一方向から撮影し、監督官に提出する。また、撮影は、次による。

##### 4.2.1) 2)の履行前

##### 4.2.2) 4.1)の履行中（履行に伴い隠蔽する部分を含む。）

##### 4.2.3) 4.1)の履行後

#### 5) 配線 図8に示す電気配線を敷設及び接続する。

#### c) 機能試験 機能試験は、機能試験実施要領書に基づき行う。また、試験項目には次の各号を含める。

- 1) **動作確認** J. T. O. 35C1-4-1010-2の第IV節及び第VII節第7-1表に基づき確認する。
- 2) **保護装置試験** J. T. O. 35C1-4-1010-2の第IX節9-1表に示す内容を確認する。
- 3) **性能試験** J. T. O. 35C1-4-1010-2の第II節に基づき確認する。

品名	周波数変換装置 撤去, 移設及び機能試験
----	----------------------

## 2.5 役務実施場所

役務実施場所は、那覇基地（第9航空団第9基地防空隊及び警戒航空団第603飛行隊）とする。

## 2.6 サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、周波数変換装置について、情報の漏洩若しくは破壊又は障害のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

## 3 部品・材料

部品・材料は、**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）**による規格とする。また、部品・材料、試験機器等は、契約の相手方が準備する。

## 4 監督・検査

監督・検査は、分支担官の定める監督及び検査実施要領による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

#### 5.1.1 機能試験実施要領書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに機能試験実施要領書（様式任意）を作成し、第4補給処整備部長の確認を受け、分支担官の承認を得て、2部提出する。

なお、機能試験実施要領書は、機能試験の試験項目及び試験要領について示し、製造会社の確認を得たのち、第4補給処整備部長の確認を得る。

#### 5.1.2 作業計画書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに作業計画書（工程表含む。）（様式任意）を1部作成し、監督官に提出する。

#### 5.1.3 機能試験成績表

契約の相手方は、**2.4 b)**終了後、機能試験成績表（様式任意）を1部作成し、監督官に提出する。

#### 5.1.4 承認用図面

契約の相手方は、契約締結後、速やかに現状調査及び詳細設計を行い、**a)～c)**の図面等を承認用図面として作成し、第4補給処資材計画部長及び整備部長の確認を得た後、分支担官の承認を得て2部提出する。

**a) 平面図及び立面図** C&LPS-Y00007の**4.3**に基づき、移設対象器材の配置（主に壁面、配線ピット等との位置関係）が分かる平面図及び立面図を作成する。

**b) 施工図** C&LPS-Y00007の**4.3**及び**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）**に基づき作成する。

なお、配線図（配線経路が分かるもの。）、基礎ボルト又はアンカーボルトの打設位置（配線ピットとの部位関係及び埋込深さが分かるもの。）、使用する部品と材料の規格等を記載する。

品名	周波数変換装置 撤去, 移設及び機能試験
----	----------------------

c) **耐震計算書** C&LPS-Y00007の4.3及び**建築設備耐震設計・施工指針**に基づき作成し、算定の条件は、“耐震クラスA”とする。

#### 5.1.5 不具合通報

契約の相手方は、受領した役務対象品に不具合を発見した場合は、**第4補給処官給品等取扱要領**に基づき、不具合通報を提出する。

#### 5.2 安全管理

契約の相手方は、役務に係る安全管理（危険物、火薬類、毒物、放射線、劇物、高圧ガス、公害、静電気等）について、法で定められたものについては、法に基づき、その他のものは、役務実施場所における現地部隊の規則等及び契約の相手方が必要により定めた基準により、適切な安全管理を実施する。

#### 5.3 現地における官の便宜供与

契約の相手方は、作業の実施上必要な場合は、監督官に申出て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 部隊等内の事務室の利用
- c) 現地における電力及び水の利用
- d) 作業に必要な技術資料及び整備記録の一時閲覧
- e) 作業に必要な計測器、工具等で部隊が保有する特殊なものの一時的使用
- f) 急病時の応急処置に関して必要な援助
- g) 受入点検、作動点検及び機能試験に関し必要な援助
- h) その他必要と認められた事項

#### 6 仕様書の疑義

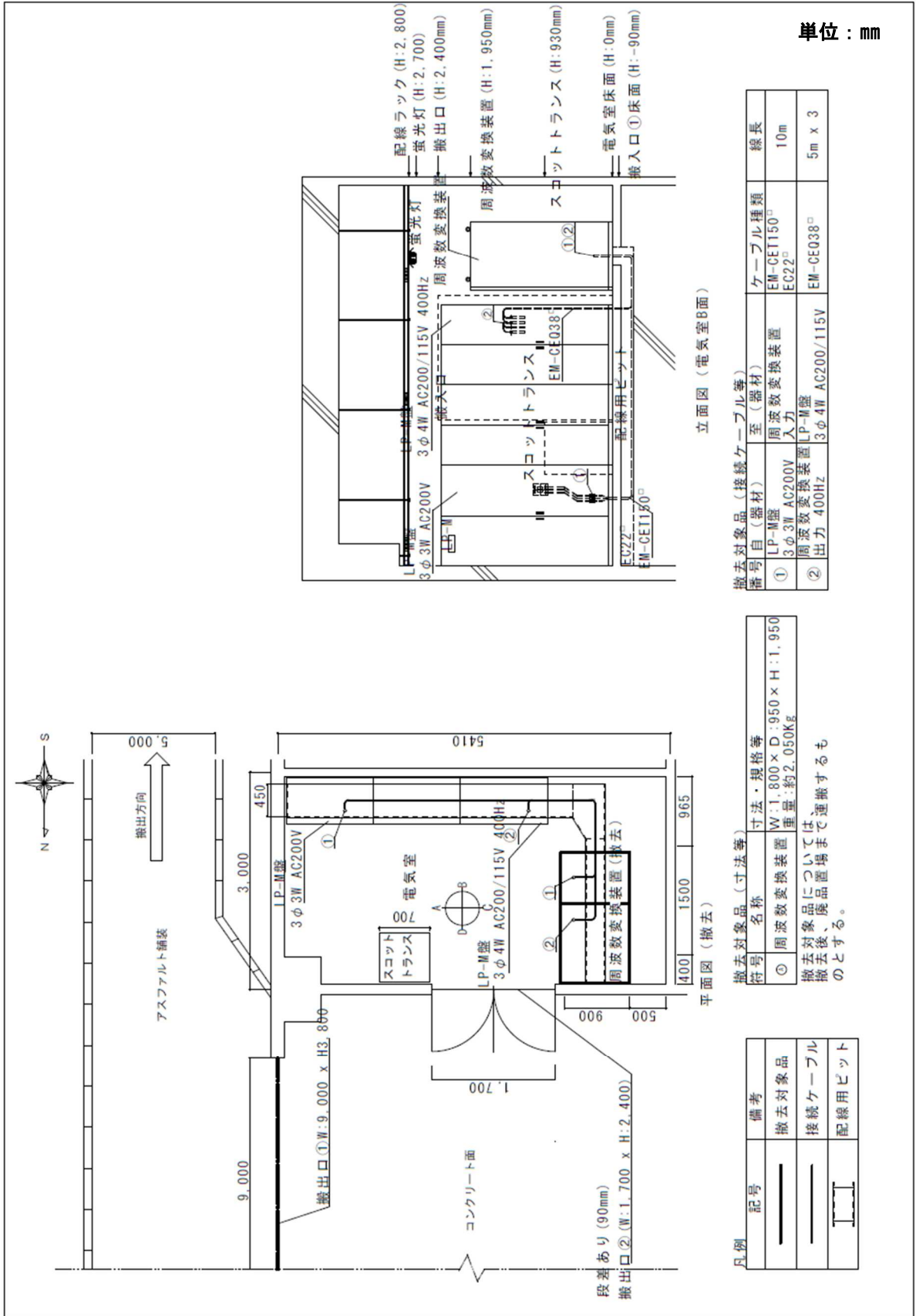
この仕様書について疑義がある場合は、監督官等を通じて分支担官に申出なければならない。

品名	周波数変換装置 撤去, 移設及び機能試験
----	----------------------

表1-役務対象品

項目	物品番号 (型式)	品名 (一連番号)	構成品	数量 (個)	全長 奥行 全高 (mm)	質量 (kg)	製造会社	備考
1	6130-424-7427-5 (C100B-43MY)	周波数変換装置 (C100005)	周波数変換 装置本体	1	1 800 950 1 950	2 050	山洋電気 株式会社	撤去対象器材
2	6130-427-9296-5 (C100A-43AB)	周波数変換装置 (C100015)	周波数変 換装置盤	1	900 900 1 950	950	株式会社 明電舎	移設対象器材
			入出力盤	1	600 900 1 950	400		

品名 周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験



撤去対象品（接続ケーブル等）

番号	自（器材）	至（器材）	ケーブル種類	線長
①	LP-M盤 3φ3W AC200V 周波数変換装置LP-M盤 出力 400Hz	周波数変換装置 入力	EM-CET150 <sup>○</sup> EC22 <sup>○</sup>	10m
②	周波数変換装置LP-M盤 3φ4W AC200/115V	LP-M盤	EM-CE038 <sup>○</sup>	5m x 3

撤去対象品（寸法等）

符号	名称	寸法・規格等
①	周波数変換装置	W:1,800 x D:950 x H:1,950 重量:約2,050Kg

撤去対象品については、撤去後、廃品置場まで運搬するものとする。

凡例

記号	備考
—	撤去対象品
—	接続ケーブル
—	配線用ビット

図1-撤去対象器材配置図

品名

周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

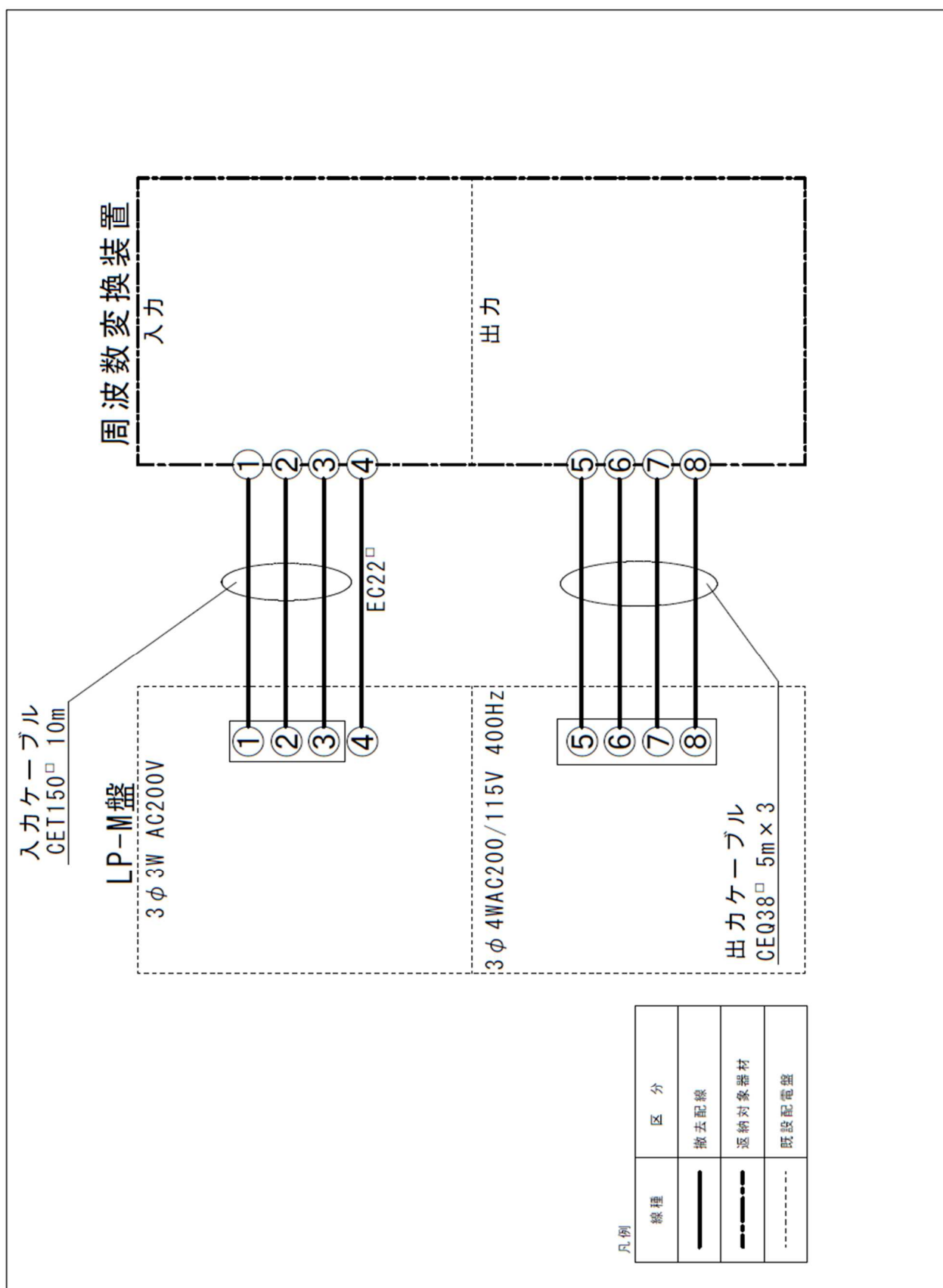


図2—撤去対象器材配線図（撤去）

品名

周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

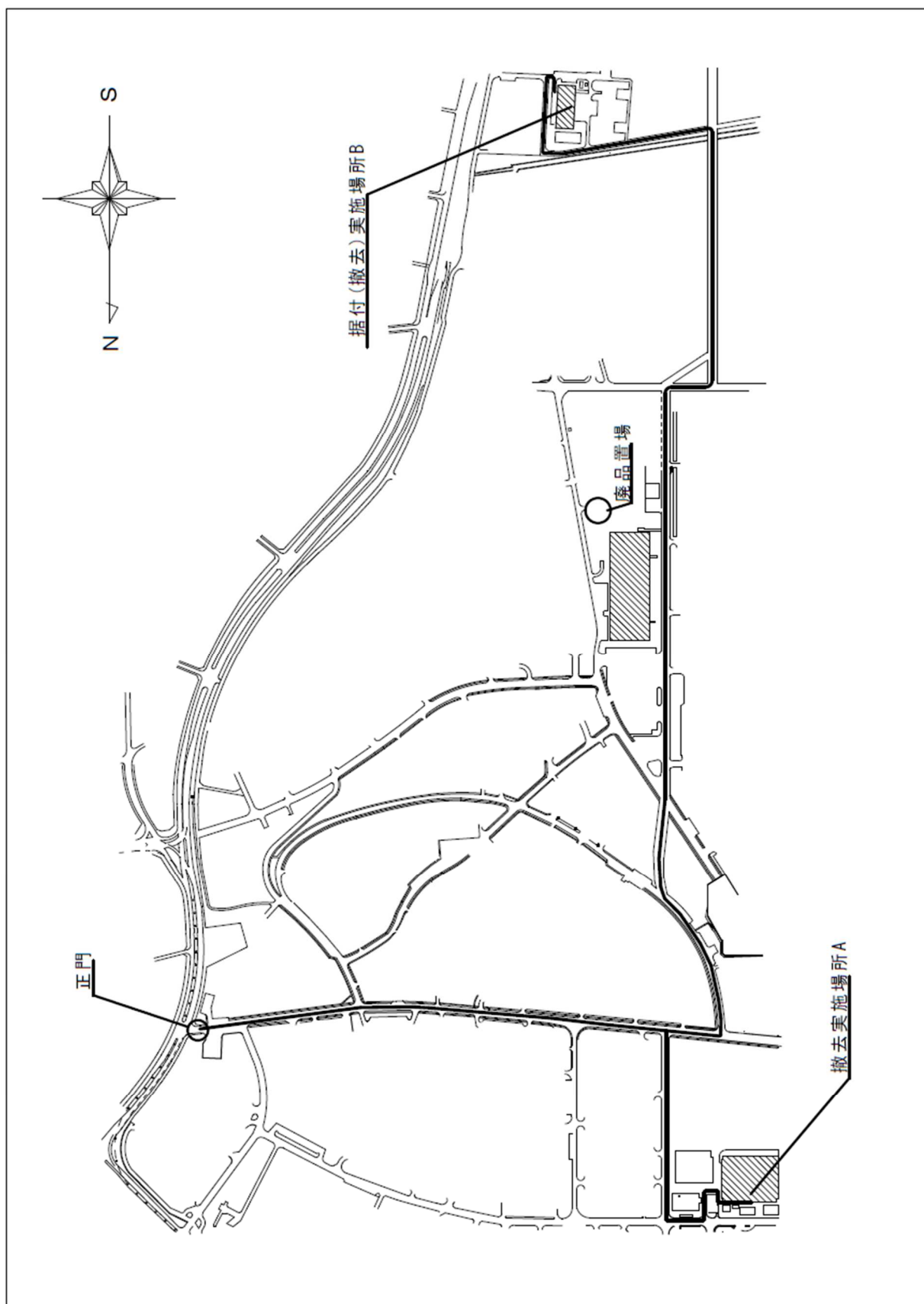


图3—基地内配置图

品名 周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

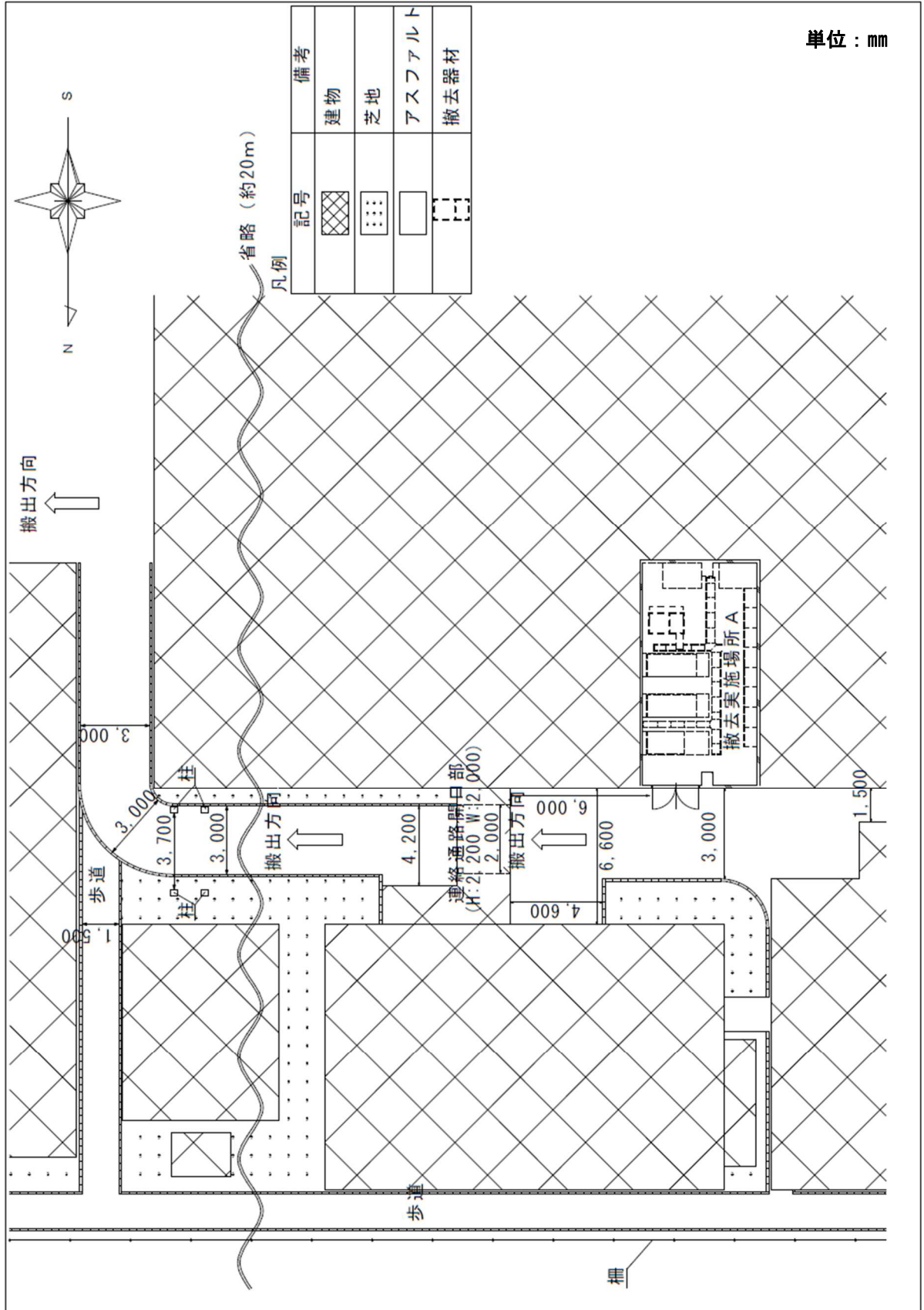


図4—移設対象器材周辺

品名 周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

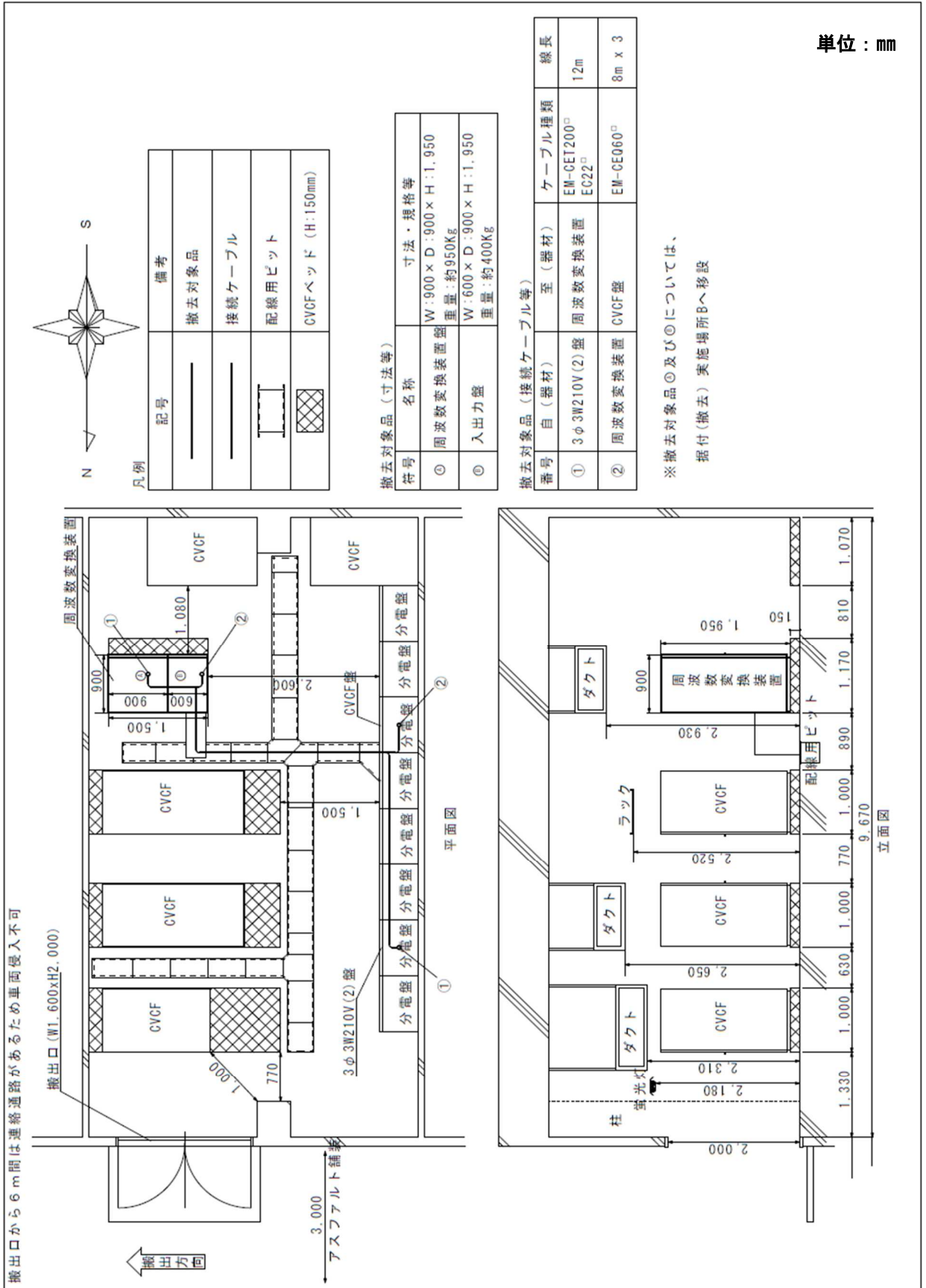


図5-1 移設対象器材配置図 (撤去)

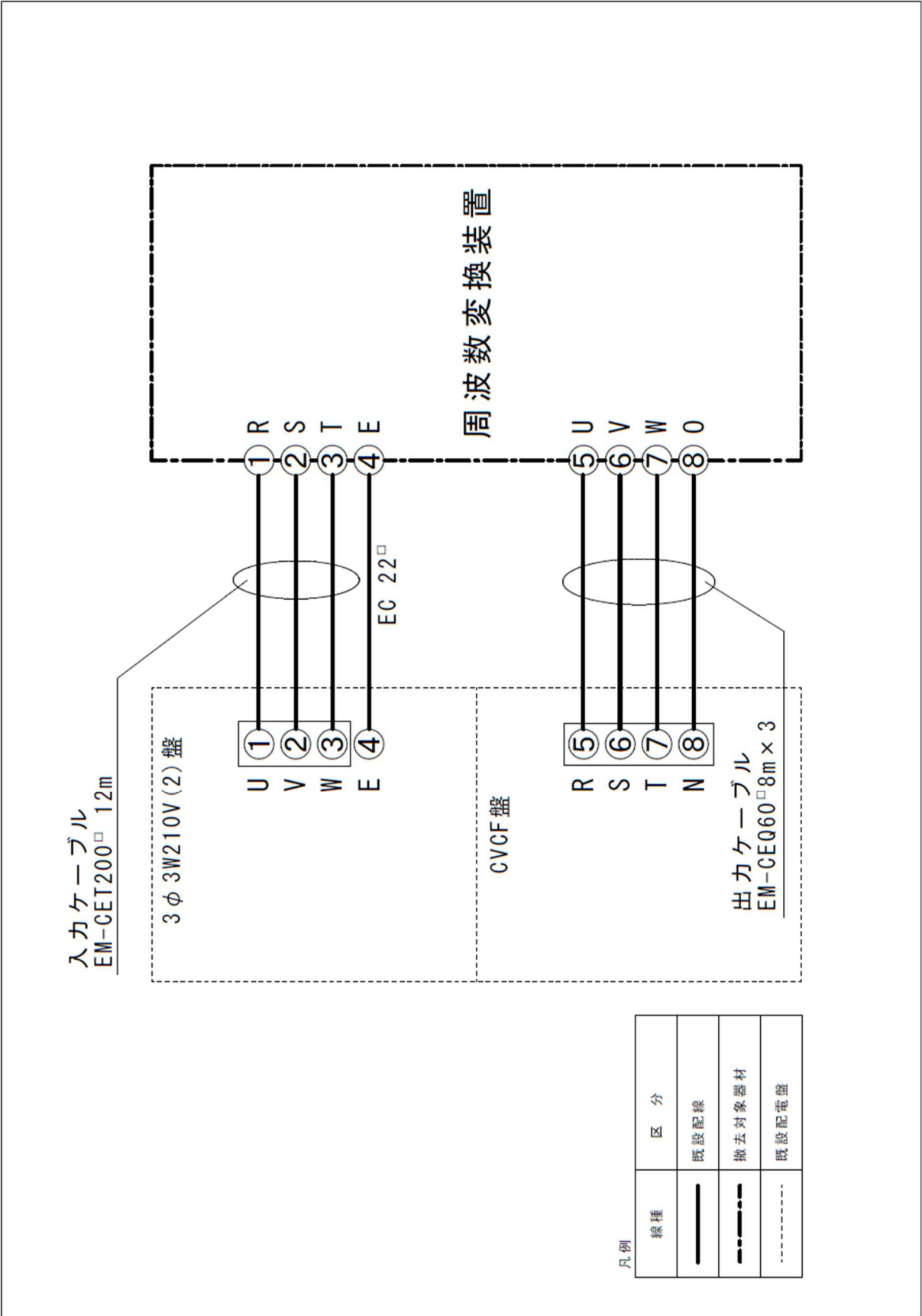


図6-1 移設対象器材配線図 (撤去)

品名 周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

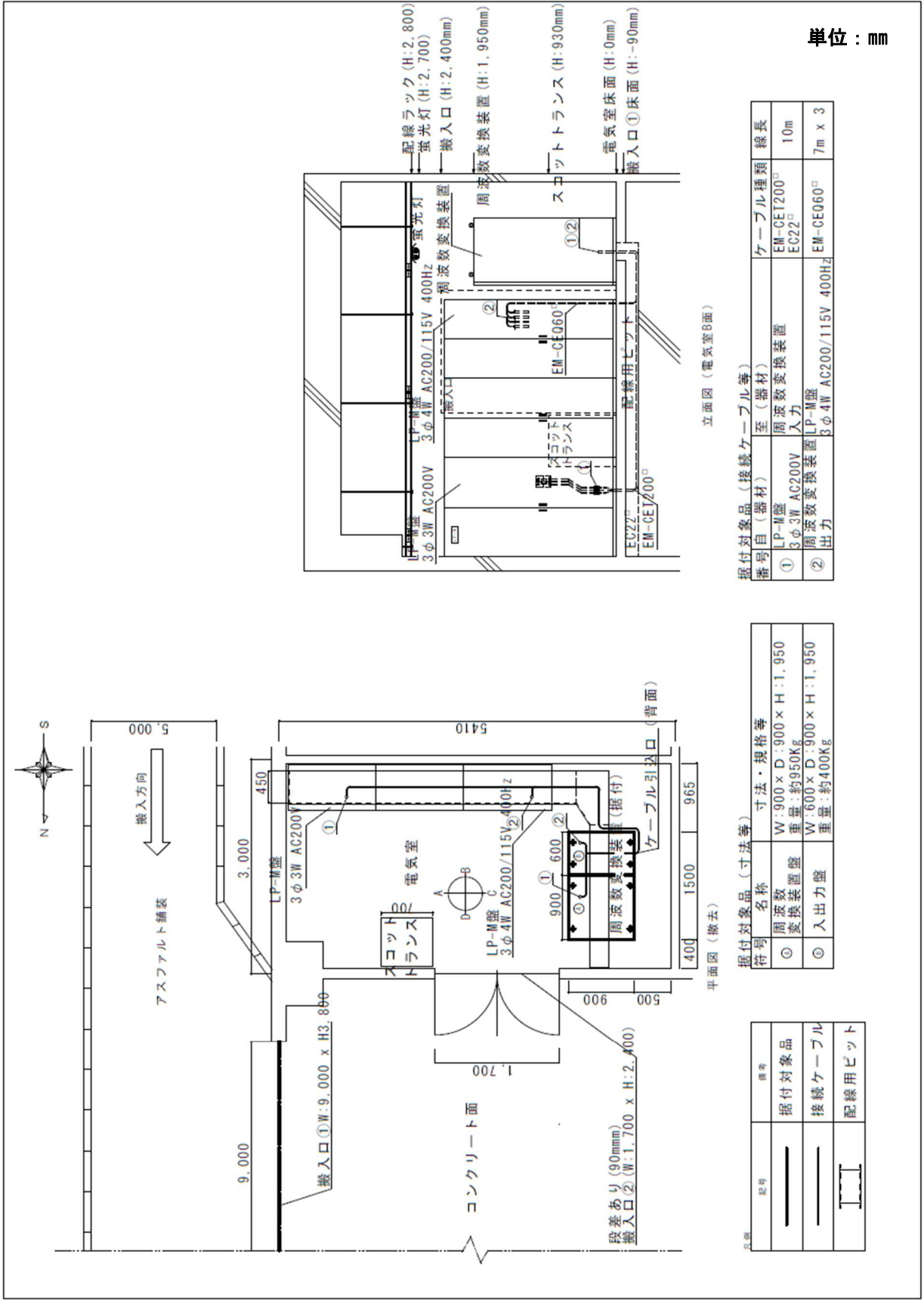


図7-移設対象器材配置図 (据付)

品名

周波数変換装置 撤去、移設及び機能試験

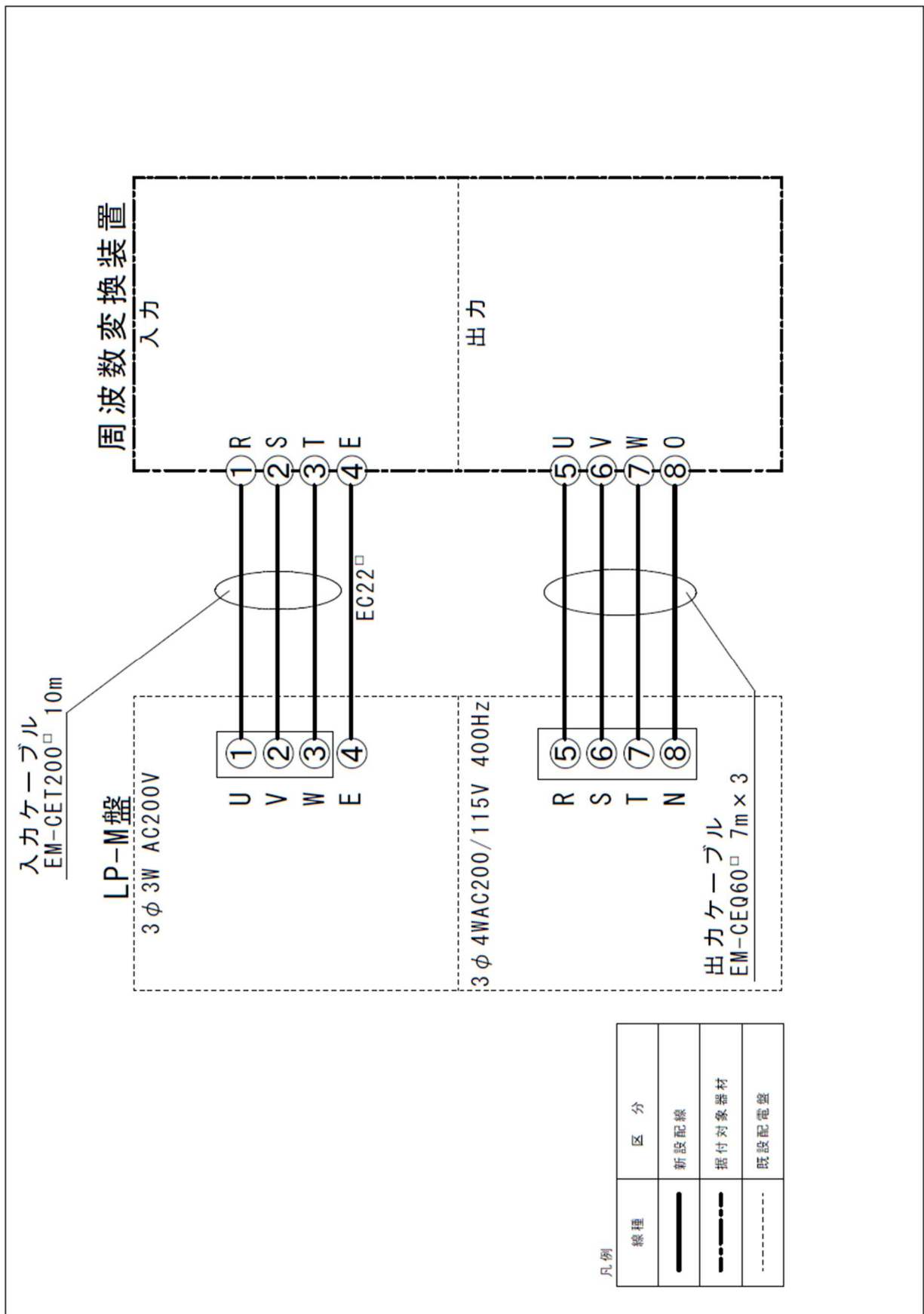


図8—移設対象器材配線図（据付）